

訪問看護サービス契約書・重要事項説明書

(医療保険)

株式会社 micot

訪問看護ステーション micot

訪問看護サービス契約書（医療保険用）

本契約書末尾記載の利用者と事業者は、訪問看護ステーション micot が提供する訪問看護サービスの利用に関して、以下のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、医療保険等の関係法令及び本契約書に従い、利用者に対し療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、サービスに対する料金を支払います。
- 2 提供するサービスの概要および日時等は、別紙記載のとおりです。
- 3 利用者は、本契約の締結に先立ち、事業者から「訪問看護サービス重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」といいます）の交付を受け、同書記載の内容について説明を受けたことを確認します。
- 4 本契約に基づき提供する訪問看護サービスの内容は、本契約及び重要事項説明書に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は、令和 年 月 日から、契約者が本契約の終了の意思表示を事業者へ通知した日までとします。

第3条（訪問看護計画）

- 1 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成し、これに従って、重要事項説明書「6. サービス内容」記載のサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第4条（主治医との関係）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受け取ります。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、訪問看護サービス利用終了後2年間保存します。
- 2 利用者は、事業者に対し、いつでも前項に規定するサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスの利用料・利用者負担金は、サービスごとに別紙「料金表」に記載するとおりとします。ただし、本契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった

場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

- 2 前項に定める利用料のほか、重要事項説明書「2. (1) 事業所の所在地など」に記載する事業所の通常の業務実施地域を以外の地域でサービスを提供する場合には、公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - ・ 通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり20円
- 3 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合において、事業者が1ヶ月以上の期間を定めてその支払いを催告したにもかかわらず、利用者が当該期日までに滞納金額全額を支払わないときは、事業者は本契約を解除することができます。

第7条（キャンセル料）

- 1 利用者の都合で各サービスの提供をキャンセルする場合には、サービス利用日の前日の営業時間内までに、訪問看護ステーション micot に連絡をするものとします。
- 2 サービス利用日の前日の事業所の営業時間内にキャンセルの連絡がなかった場合には、利用者は以下の定めにしたがってキャンセル料を支払うものとします。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。
 - ① サービス利用日の当日（従業員の訪問前まで） 2,000円
 - ② サービス利用日の当日、従業員が訪問した場合 利用料金全額

第8条（支払方法）

利用者は、第6条1項・2項に定める利用料・利用者負担金及び交通費及び第7条2項に定めるキャンセル料を別紙に定める方法により支払うものとします。

第9条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、解約希望日の30日前までに事業者申し入れることにより、本契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他本契約に違反した場合には、本契約を解除することができます。

第10条（事業者の解除）

事業者は、以下の各号に定める事由が生じた場合には、その理由を記載した文書にて通知することにより、この契約を解除することができます。

- ① 利用者またはその代理人が本契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意又・過失によりこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続することが困難となった場合
- ② 利用者が、故意・過失により事業者または従業員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、本契約を継続することが困難となった場合
- ③ その他、利用者の著しい不信行為により本契約を継続することが困難となった場合
- ④ 事業者の事業の安定的な運営が困難となった場合または事業者の統廃合があった場合

第11条（契約の終了）

本契約期間中であっても、以下の各号に定める事由が生じ、本契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、本契約は当然に終了するものとします。

- ① 医療保険を利用してサービスの提供を受けるための要件を欠いたとき
- ② 利用者が相当期間に渡り医療施設に入院したとき
- ③ 利用者が死亡したとき
- ④ 事業所が医療保険法に基づきその指定を取り消されたとき

第12条（サービスの中止）

自然災害、感染症の流行などの事業者の責に帰することのできない事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は、利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

第13条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらないときはこの限りではありません。

第14条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知った利用者及びその家族に関する情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、本契約中のみでなく本契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。
- 2 前項にかかわらず、事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、一定の条件の下で、個人情報を利用できるものとします。

第15条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第16条（契約外条項等）

- 1 本契約及び医療制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 本契約は、医療制度等に基づくサービスを対象としたものであり、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者が各1通を保有します。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

緊急連絡先 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

立会人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたって事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

【事業所】 所在地 横浜市青葉区鴨志田町 563-20
名 称 株式会社 micot
代表者 代表取締役 吉田 正一 (印)

【事業所】 所在地 横浜市青葉区美しが丘西 3-64-10 メゾンパールたまプラーザ 301
名 称 訪問看護ステーション micot
管理者 高橋 陽子 (印)

知事指定 第 1463790714 号

1 提供するサービスの概要

	曜日	時間帯	内容（概要）
1	曜日		
2	曜日		
3	曜日		
4	曜日		
5	曜日		
6	曜日		
7	曜日		

2 利用料等の支払い方法（チェックを付けた支払方法にてお支払いいただきます）

支払方法		支払期日等
<input type="checkbox"/>	口座引落し	サービスを利用した月の翌月 日（祝祭日の場合は翌日）に利用者が指定する金融機関口座から引き落としいたします。
<input type="checkbox"/>	銀行振込み	サービスを利用した月の翌月25日までに事業者が指定する金融機関口座にお振込みください。
<input type="checkbox"/>	現金払い	サービスを利用した月の翌月25日までに訪問スタッフへ現金にてお支払い下さい。